

入札説明書及び入札仕様書

(令和6年度道路賠償責任保険契約)

(目次)

◇入札説明書	1
◇入札保証金の納付について	4
◇委任状(様式1)	5
◇入札書(様式2)	6
◇委任状(様式3)	7
◇入札仕様書	8
◇道路賠償責任保険手続きフロー	10
◇賠償責任保険普通保険約款(例示約款)	11
◇施設所有(管理)者特別約款(例示約款)	17
◇道路特約条項(施設所有(管理)者特別約款用)(例示約款)	18
◇道路賠償責任保険特約書(指定様式)	19
◇道路賠償責任保険支払実績表(参考)	
◇道路事故発生事例(平成30～令和4年度)(参考)	

○入札説明書

1 入札日時及び場所

〔入札日時〕 令和6年5月9日（木）午前10時開始

〔入札場所〕 長崎県庁3階309会議室

〔提出方法〕 当日持参すること。（郵便等は認められない。）

2 入札の延期等について

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することがあるので、事前に「9」の部局に確認すること。

3 入札書の提出について

- (1) 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書には見積もった契約希望金額を記載すること。記載された金額が契約金額となる。
- (3) 入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」宛とすること。
- (4) 入札書は封筒に入れ、封をせず、封筒に法人等名、入札件名を記入し提出すること。

【注意事項】

- ア. 入札金額（首標数字）を訂正している場合、無効となるので注意すること。
- イ. 入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ウ. その他入札者の記名・押印、契約名、契約期間等がないものは無効となるので、指定された様式の記載項目を全て具備すること。
- エ. 代理人が入札する場合、入札書に代理人の記名押印を行い、別途委任状を提出すること。（入札書に押印する代理人の印は委任状に押印する印と同じものであること。）
- オ. その他（誤算、違算、記載間違いがないか）十分注意し確認を行うこと。
- カ. 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。

4 委任状（様式3）の提出について

- (1) 代理人が入札を行う場合に必要となるものである。
- (2) 委任者（法人の代表者等の契約締結権者）の記名押印を行うこと。
- (3) 代理人の記名押印を行うこと。
（代理人の印鑑は入札書に記名する代理人の印鑑と同一のものに限る。）
- (4) 入札名が記入されていること。
- (5) 「委任事項 道路賠償責任保険契約の入札及び見積に関する一切の権限」と記載していること。
（適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。）

【注意事項】

- ア. 以下の場合は入札に参加できないので注意すること。
 - ① 委任者の住所・会社名・代表者名が記載されていない場合。
 - ② 委任者の押印がない場合。
 - ③ 受任者の記名及び押印がない場合。
 - ④ 入札名が記入されていない場合。
 - ⑤ 委任事項が記載されていない場合。
- イ. その他記載間違いがないか十分注意し、確認を行うこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、見積もった契約希望金額の5/100以上の金額を、入札日に開札が開始され

る前までに納付すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

- ①保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ②入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国(公社・公団を含む。)との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、県が定める規模を同じくする契約とは次の3区分とする。

- | | |
|---|-----------------------|
| { | a 3,000万円以上 |
| | b 3,000万円未満 1,000万円以上 |
| | c 1,000万円未満 |

【注意事項】

- ア. 入札保証保険証書を提出する場合、入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目までとすること。
- イ. 入札保証保険証書は、開札前に内容を確認するので、入札時に提出する入札封筒に同封せず提出すること。
- ウ. 「当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結」とは、本県もしくは他の地方公共団体又は国(公社・公団を含む。)と、当該契約と同様(施設賠償責任保険)の保険契約を、入札日前日までの間において上記区分により分類される契約を締結している場合である。

※その場合はその契約書の写し(コピー)を2件以上、入札日の前日までに提出のこと。

(2) 契約保証金

契約保証金等は、契約金額の10/100以上の金額を押印済みの特約書の提出と併せて納付を行うこと。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ①保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。
- ②入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国(公社・公団を含む。)との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(履行証明書)(2件以上)を提出したとき。

なお、県が定める規模を同じくする契約とは次の3区分とする。

- | | |
|---|-----------------------|
| { | a 3,000万円以上 |
| | b 3,000万円未満 1,000万円以上 |
| | c 1,000万円未満 |

【注意事項】

- ア. 契約保証保険証書を提出する場合、契約保証保険期間は契約日から契約期間終期を含むものであること。
- イ. 「当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの」とは、本県もしくは他の地方公共団体又は国(公社・公団を含む。)と、当該契約と同様(施設賠償責任保険)の保険契約を、入札日前日までの間において上記区分により分類される契約を締結し、その履行を証明できる場合である。

※その場合は入札日前日までに契約期間が満了している契約書の写し(コピー)及び履行証明書を2件以上、契約日までに提出のこと。

6 入札の無効

一般競争入札の実施公告文のとおり。

7 落札者の決定方法

一般競争入札の実施公告文のとおり。

8 特約書の作成等

- (1) 落札日から1週間以内に契約締結ができるよう手続きを行い、特約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

9 当該入札契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県土木部 道路維持課 管理班
〔電話〕095-894-3142

10 その他

(1) 入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- ② 令和4年4月6日付告示及び令和5年4月3日付告示、令和6年4月3日付告示に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ③ 資格審査結果通知書（或いはその写し）を、当日、入札書及び委任状と併せて持参すること。

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和6年4月17日（水）までとする。
- ② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県土木部 道路維持課 管理班
〔電話〕095-894-3142

道路賠償責任保険契約入札に係る 入札保証金の納付について（案内）

標記入札において、入札に参加する場合は入札保証金（落札した場合は契約保証金）の納入が必要ですので、下記により納入手続きをお願いします。

記

1 入札保証金

入札保証金は、競争入札を行う場合に入札参加者から納付して頂く保証金で、入札者が落札した場合、契約すべき義務を確保するために提供を受けるものですので、万一落札者が契約を締結しない時は、県に帰属することになります。

入札保証金は、見積もった契約希望金額の5／100以上の金額を入札日前日までに納入しなければなりません。

2 納入方法

（現金の場合）

入札保証金の金額を、当課担当あて連絡し、県が指定する保管金払込書の発行を受け、取扱銀行にて納入して下さい。

（有価証券等の場合）

県が指定する保管有価証券納付書に記入し、有価証券を添えて提出して下さい。

3 契約保証金への充当

落札者となった場合の入札保証金は、落札者本人の申し出により、契約保証金（契約額の100分の10に相当する額）に、全部又は一部を充当することができます。

契約保証金への充当を行わず、入札保証金の還付を受ける場合は、契約保証金として別途納入する必要があります。

4 入札保証金の還付

落札者とならなかったものが納入した入札保証金は、請求により還付を行いますが、還付事務に時間を要するため、相当の日数を経過後、届出を頂いている口座に振込み致します。

なお、入札に委任を受けて参加した方が、上記手続きを行う場合は、還付手続きに関する委任状（別添様式1）が必要ですので、入札に使用した印鑑と同一の印鑑を持参願います。

5 入札保証金の免除

入札保証保険若しくは入札日の前日までに契約期間が満了した契約実績（詳細については入札説明書のとおり）により、入札保証金の免除を受けようとする場合は、上記入札保証金の納入と同様、入札日前日までに提出願います。

(様式1)

委 任 状

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

委任者所在地

商号又は名称

代 表 者 名

㊟

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

代理人住所

氏 名

㊟

(委任事項)

- 1 入 札 名 道路賠償責任保険契約
- 2 委任事項 上記契約に係る入札保証金の納付及び還付請求に関する一切の権限

(様式2)

入 札 書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

(代理人による入札の場合は) 代理人

印

下記業務を請負いたいのので、下記金額をもって入札します。

記

¥

- 1 業務の名称 道路賠償責任保険契約
- 2 業務内容 長崎県が管理する一般国道及び県道の道路の設置・管理瑕疵による損害賠償責任保険
- 3 契約期間 令和6年6月1日(午後4時)～令和7年6月1日(午後4時)まで

備考 1. 入札者は、見積もった契約希望金額を記載すること。
2. 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできないこと。

(様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

委任者所在地

商号又は名称

代表者名

印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

代理人住所

氏 名

印

- 1 入 札 名 道路賠償責任保険契約
- 2 委任事項 上記契約に係る入札及び見積りに関する一切の権限

○入札仕様書

- 1 業務の名称 道路賠償責任保険契約
- 2 契約期間 令和6年6月1日午後4時から令和7年6月1日午後4時まで
- 3 委託内容 長崎県が管理する一般国道及び県道の道路の設置・管理瑕疵による損害賠償責任保険
- 4 支払限度額及び免責金額
 - (1) 支払限度額 身体障害賠償 1事故につき 10億円
(1名における支払限度額を設ける場合は、1億円とする。)
財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円
 - (2) 免責金額 設定しない
- 5 道路管理延長 2,456 km
- 6 道路賠償責任保険支払実績 別添のとおり(令和6年3月末日現在)
- 7 仕様条件
 - (1) 道路とは道路法(昭和27年6月10日法律第180号)に定める「道路」であり、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設、又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものであること。
(ただし、道路交通法第4条が定める信号機及び道路標識等ならびに共同溝内部の電線・電話線・ガス管・水道管、その他県以外のものが設置管理するものを除く。)
 - (2) 県が同様の管理を行い、その管理責任を負うべき道路についても、補償を受けることができること。
※但し、この道路については、事前に保険会社からの承認を受けるために予め協議を行うこととする。
 - (3) 長崎県が管理する一般国道及び県道の道路には、契約期間中に管理の移転が行われ、長崎県が管理することとなった道路を含むものとする。
 - (4) 当保険契約は、道路の設置又は管理瑕疵があったために、通行者等の他人に損害を与えた場合に負う損害賠償責任(国家賠償法第2条)に対して保険金を支払うものであること。
 - (5) 道路の構造上の欠陥や管理上の不備による事故、あるいはそれに伴う種々の作業上の過失によって生じた事故に起因して他人(当事者である県以外の全ての者を指す。)の生命又は身体を害し、あるいは他人の財物を滅失・き損・汚損したことにより、被保険者となる県が、法律上(国家賠償法、民法等)の損害賠償責任を負い賠償金を支払わなければならない場合に、被害者に対し直接保険金を支払うものであること。
 - (6) 損害賠償金の他に以下の費用を支出することができること。
 - ① 損害防止費用…損害を防止軽減するために支出した費用。(賠償責任がある場合)
 - ② 緊急措置費用…応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用。
(賠償責任がない場合も含む)
 - ③ 争訟費用…損害賠償責任に関する争訟に係る費用(訴訟費用・弁護士報酬・仲裁・和解・調停のための費用)
※但し、これらの費用を支出するときは事前に保険会社の同意を得るものとする。
 - ④ 協力費用…県が保険会社からの要求に従い、協力するために要した費用。
 - (7) 示談が成立し、請求を受けた場合は、原則として請求書を受理した日から30日以内に指定された口座に支払を行うこと。(但し、県が認めるやむを得ない場合を除く。)
 - (8) 保険期間中に起こった保険の対象となる事故については、契約期間を経過しても示談が成立

し、賠償額の支払いが終了するまで対応すること。

(9) 事故発生から保険金支払いまでの手続きについては、別添「道路賠償責任保険手続きフロー」により処理を行うこと。

(10) 保険業法に基づき、金融庁の認可を受けている道路賠償責任保険商品であること。

8 特記事項

(1) 落札決定後は、落札者との間において別添「特約書」（指定様式）の締結を要するものであること。

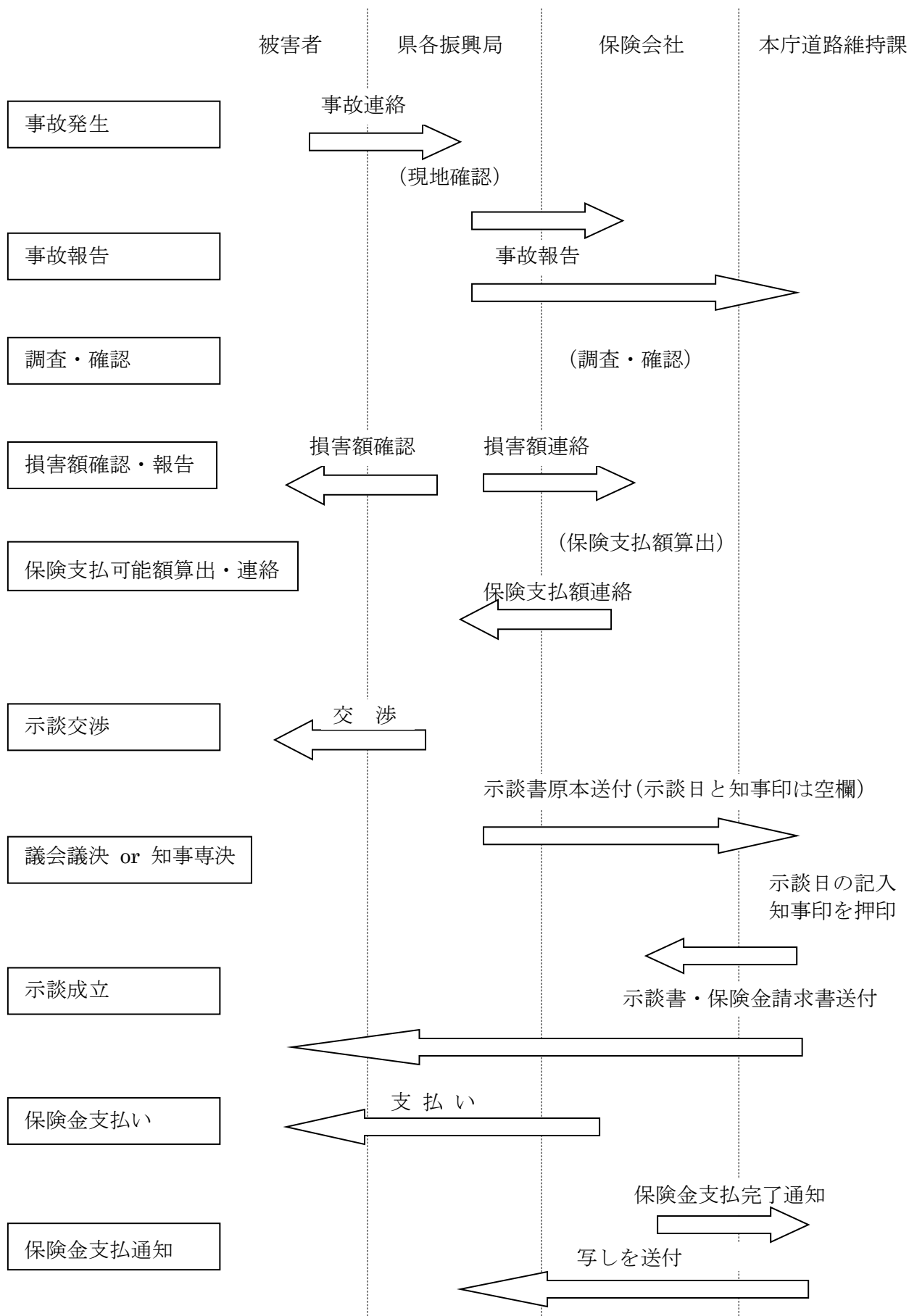
(2) 前年度から過去 10 年間の道路延長及び道路賠償額支払状況については、別添「道路賠償責任保険支払実績表」のとおりである。

(3) 具体的賠償事例としては、道路における、穴ぼこ、段差、スリップ、道路崩壊、落石・崩土、路上障害物、工事不全、安全施設不備、脱橋、落下物直撃、その他が想定される。
実際の賠償事例（過去の事例については、別添「道路事故発生事例」のとおり。）

(添付書類)

○道路賠償責任保険手続きフロー	(仕 様)
○賠償責任保険普通保険約款	(例示約款)
○施設所有（管理）者特別約款	(〃)
○道路特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）	(〃)
○道路賠償責任保険特約書	(指定様式)
○道路賠償責任保険支払実績表	(参 考)
○道路事故発生事例（令和 5 年度～平成 31 年度）	(〃)

[道路賠償責任保険手続きフロー]



賠償責任保険普通保険約款

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の定義は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の定義がある場合は、その定義に従います。

用語	定義
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
損害賠償請求権者	特約条項記載の事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
身体の障害	身体の障害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
無効	保険契約の全ての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
入場者	保険期間中に、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
売上高	保険期間中に、被保険者が販売した全ての商品の税込対価の総額をいいます。

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、被保険者が、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(損害の範囲および責任限度)

第2条 当社が保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものに限り、限ります。

- 一 被保険者の損害賠償請求権者に対する賠償債務の弁済としての支出。(弁済によって代位取得するものがある場合はその価値を控除したもの。)
- 二 第9条（事故の発生）第1項第三号の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続のために支出した費用または有益であった費用。
- 三 第9条（事故の発生）第1項第四号の規定に基づき既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要な手段のために支出した費用または有益であった費用。
- 四 被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用または仲裁、和解もしくは調

停に関する費用。

五 第10条(損害賠償請求解決のための協力)第1項の規定に基づき被保険者が当会社の求めに応じて支出した費用。

六 被保険者が既に発生した事故に係る損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用。

2 当社は、1回の事故について、損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみ保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

3 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{第2条第1項第四号の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{第2条第1項第一号の賠償金の額}}$$

4 当社は、第1項第三号、第五号および第六号の費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

(保険責任の始期および終期)

第3条 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

3 当社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(保険金を支払わない場合)

第4条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じる損害に対しては、保険金を支払いません。

一 保険契約者または被保険者の故意。

二 戦争(宣戦の有無を問いません)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議。

三 地震、噴火、洪水、津波等の天災。

(保険金を支払わない場合)

第5条 当社は、特約を付帯した場合を除き、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

一 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任。

二 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。

三 被保険者と同居する親族に対する賠償責任。

四 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任。

五 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任。

(調査)

第6条 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。

2 当社は、保険期間中いつでも前項の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

(告知義務)

第7条 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類(以下「保険申込書等」といいます。)の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

2 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げず、または不実のことを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3 前項の規定は、次の場合には適用しません。

- 一 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合。
- 二 当社が、保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のを知り、または過失によってこれを知らなかった場合。
- 三 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、保険事故が生じる前に、保険契約申込書の記載事項中重要な事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の際に更正すべき事実を告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認める場合に限り、これを承認するものとします。

四 当社が前項の告げなかった事実または告げた不実のを知った日から保険契約を解除しないで30日を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合。

- 4 保険事故が生じた後に第2項の解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。この規定は、第18条（保険契約の解除の効力）の規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、第2条に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。（通知義務）

第8条 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項に変更が生じさせる事実が発生した場合（この保険契約と重複する保険契約（名称のいかんを問いません。以下同様とします。）の締結を除きます。）は、保険契約者または被保険者は、変更の事実の発生がその責めに帰すべき事由による場合はあらかじめ、責めに帰すことのできない事由による場合はその発生を知った後、遅滞なく、書面での旨を当社に申し出て、保険証券に承認の裏書きを請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった後はこの限りではありません。

- 2 前項の事実の発生によって保険料に変更が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく前項の規定による通知をしなかった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、当社が前項の規定による解除の原因があることを知った時から30日を経過した場合または第1項の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- 4 第2項の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、第1項の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第18条（保険契約の解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第1項の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合はこの限りではありません。
- 5 前項の規定は、第1項の事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。（事故の発生）

第9条 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の各号すべての事項を履行しなければなりません。

- 一 事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、書面により当社に通知すること。
 - 二 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当社に書面により通知すること。
 - 三 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
 - 四 損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
 - 五 あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当社の承認を得る必要はありません。
 - 六 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項第一号、第二号または第六号の義務に

違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を控除して保険金を支払います。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1項第三号または第四号の義務に違反した場合は、当社は、防止軽減することができたと認められる損害の額を控除して保険金を支払います。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1項第五号の義務に違反した場合は、当社は、当社が損害賠償責任がないと認めた額を控除して保険金を支払います。

(損害賠償請求解決のための協力)

第10条 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

2 被保険者が、正当な理由がなくて前項の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を控除して、保険金を支払います。

(保険料の精算)

第11条 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められている場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

2 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を、いつでも閲覧することができるものとします。

3 前2項の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料）とすでに領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

(保険契約の無効)

第12条 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。この場合において、当社は、すでに払い込まれた保険料を返還しません。

(保険契約の取消し)

第13条 保険契約者または被保険者の詐欺または脅迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(保険契約の解除)

第14条 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

一 被保険者が、正当な理由がなくて第6条（調査）第2項の請求に応じない場合。

二 第7条（告知義務）第2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合。

三 第8条（通知義務）第2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合。

四 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があった場合。

3 前項第二号または第三号に基づく当社の解除権は、当社が保険契約を解除することができる事由の存在を知ってから30日以内に行使しなければ消滅します。

(保険料の追徴または返還—告知・通知事項の承認の場合)

第15条 第7条（告知義務）第2項第三号または第8条（通知義務）第1条の承認をする場合において、保険料を変更する必要がある場合は、当社は、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

2 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当社の請求に対し保険契約者がその支払を怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故については、損害に対する保険金を支払いません。

(保険料の返還—契約の取消し・失効の場合)

第 16 条 当社は、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効または取消しの場合には、保険料を返還しません。

2 当社は、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらないこの保険契約の取消しの場合には保険料の全額を、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。

3 前項の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失によらずに失効した場合には、第 11 条（保険料の精算）第 3 項の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

（保険料の返還—契約の解除の場合）

第 17 条 第 7 条（告知義務）第 2 項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、保険料を返還しません。

2 第 14 条（保険契約の解除）第 1 項の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を控除して、その残額を保険契約者に返還します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていた場合は、保険料は返還しません。

3 第 14 条（保険契約の解除）第 2 項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていた場合は、保険料は返還しません。

4 前 2 項の規定にかかわらず、当社または保険契約者が、第 14 条（保険契約の解除）の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第 11 条（保険料の精算）第 3 項の規定によって保険料を精算します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていた場合は、保険料は返還しません。

（保険契約の解除の効力）

第 18 条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（保険金の請求）

第 19 条 被保険者が、この保険契約によって損害に対する保険金の支払いを受けようとする場合は、損害が確定した日から 30 日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書およびその損害を証明する書類を保険証券に添えて、当社に提出しなければなりません。

2 被保険者は、前項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めた場合は、これに応じなければなりません。

3 前 2 項の書類中に、故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠した場合、または前 2 項の義務に違反した場合は、当社は、損害に対する保険金を支払いません。

（保険金の支払）

第 20 条 当社は、前条の請求を受けた日から 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終了することができない場合は、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第 21 条 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約がないものとして算定した保険金または共済金（以下「支払責任額」といいます。）合計額が損害の額を超える場合は、当社は、この保険契約による保険金の支払責任額の各号に定める額を保険金として支払います。

一 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額。

二 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていた場合、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（仲裁）

第 22 条 当社の支払うべき保険金の額の決定について、当社と被保険者との間に争いを生じた場合は、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せます。

もし、評価人の中で意見が一致しない場合は、双方の評価人が選定する1名の裁定人が、これを裁定するものとします。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担するものとします。

（代位）

第23条 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合に、当社がその損害に対する保険金を支払った場合は、当社は、支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 保険契約者または被保険者は、保険金を領収したときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を、遅滞なく、当社に提出しなければなりません。

（準拠法）

第24条 この保険契約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

別表 短期料率表

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

施設所有（管理）者特別約款

（保険金を支払う場合）

第1条 当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の不動産もしくは動産（以下「施設」といいます。）または施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害に限ります。

（保険金を支払わない場合）

第2条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害に対する保険金を支払いません。

- （1）給排水管、暖冷房装置、温度調節装置、消火栓、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊
- （2）屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊

（保険金を支払わない場合）

第3条 当社は、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金を支払いません。

- （1）施設の修理、改造または取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- （2）航空機、昇降機、自動車または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- （3）被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- （4）仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要するときは引渡）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任（被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。）

（普通保険約款との関係）

第4条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款の規定を適用します。

道路特約条項

(施設所有(管理)者特別約款用)

(施設および仕事の範囲)

第1条 施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の「保険証券記載の不動産もしくは動産」とは道路をいい、同条の「保険証券記載の仕事」とは道路の管理業務をいいます。

(道路の定義)

第2条 前条の道路とは、次の各号に掲げるいずれかに該当するものをいいます。

- 一 道路法に定める「道路」。ただし、道路交通法第4条が定める信号機および道路標識等ならびに共同溝内部の電線・電話線・ガス管・水道管、その他被保険者以外の者が設置管理するものを除きます。
- 二 道路運送法が定める「自動車道」および「一般自動車道」。
- 三 被保険者が法令・通達等により管理している「農道」および「林道」。
- 四 前3号以外の道路であって、都市公園法第2条第2項第一号に定める「園路」その他被保険者が前3号の道路と同様の管理を行い、その管理責任を負うべきもの。ただし、当社があらかじめ承認したものに限ります。

(約款の解釈)

第3条 次の各号に掲げる事由は、それぞれ当該各号に定める解釈に従うものとします。

- 一 地殻の変動は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合)第三号の「地震」とみなします。
- 二 道路区域における漏水、いっ水または湧水は、普通保険約款第5条(保険金を支払わない場合)第五号の「排水」に該当しません。
- 三 普通保険約款第4条第三号の「洪水」は、河川または湖沼本来の領域を超えるいっ水(氾濫)であって、浸水の範囲が異常な規模に達したものをいいます。
- 四 道路区域内の側溝およびこれに準じる施設は、特別約款第2条(保険金を支払わない場合)第一号の「給排水管」に該当しません。
- 五 保険契約者が委託した者が道路パトロールの際に行う道路の補修、清掃または草刈は、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)第一号の「施設の修理、改造または取り壊し等の工事」に該当しません。

(保険料の精算)

第4条 保険期間中における道路総延長距離が増加したときは、当社は、その増加距離に係る保険料を保険契約者に請求し、保険契約者は、遅滞なくこれを当社に支払うものとします。

(普通保険約款等との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

道路賠償責任保険特約書

長崎県知事 大石 賢吾 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
は、道路賠償責任保険契約 (以下「保険契約」という。) に関し、下記のとおり特約を締結する。

(目 的)

第1条 この特約は、甲と乙が締結した保険契約の賠償責任保険普通約款及び施設所有 (管理) 者特別約款及びこの契約に付帯されるその他の特約条項の運用上の事務につき明確化を行い、保険事務の適正、迅速を図ることを目的とする。

(支払限度額及び免責金額)

第2条 本契約の支払限度額及び免責金額は次のとおりとする。

(1) 支払限度額

身体障害賠償

1 事故につき

1 0 億円

(※ 1 名における支払限度額を設ける場合は、1 億円とする。)

財物損壊賠償

1 事故につき

5, 0 0 0 万円

(2) 免責金額

設定しない

(特約の有効期間)

第3条 この特約の有効期間は、令和6年6月1日午後4時から保険期間の満了する令和7年6月1日午後4時までとする。

(保険料率及び保険料)

第4条 本保険の保険料率は道路延長1キロメートルあたり1年間につき 円とする。

2 前項の規定により保険料は、 円とする。(道路延長2,456 km)

3 甲は、前項の保険料を乙の請求に基づき、請求書を受領した後、保険始期日までに乙に支払うものとする。

4 前項における保険料の支払いにつき、乙は適正な請求書を甲が指示する日までに甲に提出するものとする。

(保険料率等の調整)

第5条 本特約に定める支払限度額、保険料等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案の上、甲乙協議してこれを行うものとする。

2 前項の改定は、本特約第3条に定める保険期間の途中においては実施しない。

(特約書運用上の協議)

第6条 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、互いに協議し、これを決定するものとする。

(1) 保険契約の内容及び運用に疑義が生じた場合

(2) 保険契約の規定にない事項が生じた場合

(特約条項の改廃)

第7条 甲及び乙は、必要に応じ相手方に対し、1ヶ月前の書面による通知をもって、この特約の条項の改廃を申し込むことができる。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特

記事項」を遵守しなければならない。

上記のとおり特約書を締結した証として本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 大石 賢吾

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(調査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等この契約に違反する事態が生じ、又は生

じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。

(1) 業務に従事している者又は従事していた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (法第176条)
②その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第180条)

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者が行った(1)の②の行為については、法第179条の規定に該当する場合においては、乙（法第184条第1項の法人又は人をいう。）に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。

(1) 個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者に対する刑罰

①正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したとき	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科
②業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれらの併科

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が行った(1)の①又は②の行為については、乙に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

(留 意 事 項)

本特記事項の運用に当たっては、以下の事項に留意すること。また、**本留意事項は、契約書に綴じ込まないこと。**

- 1 「甲」は委託者である長崎県（実施機関）を、「乙」は受託者を指す。
- 2 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）」及び「長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程（平成 28 年 1 月 13 日総務部長（最高情報セキュリティー責任者）通知）」を踏まえたうえで、委託等の内容に合わせて、適宜必要な事項を追加若しくは変更し、又は不要な事項を削除することができる。
- 3 本特記事項は、契約書の一部として契約書に綴じ込み割り印を押印すること。

道路賠償責任保険支払実績表（過去10年間）

令和6年3月末日現在

年度	道路延長 (km) ※	事故対象件数	支払保険金（確定分）		未確定保険金（見込額）	
			件数	金額（円）	件数	金額（円）
26	2,449	17	17	5,582,917		
27	2,448	25	25	3,401,132		
28	2,451	23	23	3,280,305		
29	2,443	9	9	3,287,650		
30	2,452	10	10	1,347,648		
31	2,446	20	19	3,638,164		
2	2,454	22	22	5,562,934		
3	2,448	10	9	3,015,941		
4	2,448	18	18	4,711,676		
5	2,450	10	9	2,271,494	1	1,701,882

※道路延長は各年4月1日現在の数値であり、毎年9月頃確定しているものである。

道路事故発生事例(令和5年度契約期間中)

No	事故項目	発生 件数	事故概要	ケース	個別内容	賠償金額
1	穴ぼこ	1	路面の穴ぼこでロードバイクが損傷	A	タイヤ、ホイール	¥96,635
2	落石・崩土	2	法面からの落石に接触し、車両損傷	A	タイヤ、ホイール キャップ	¥380,652
			車道の落石に接触し、車両損傷	B	エンジン等	¥1,701,882
3	路上障害物	3	道路に張り出した枝に接触し、車両損傷	A	車体等	¥237,450
			車道に倒れ込んだ木に接触し、車両損傷	B	車体等	¥334,240
			グレーチングの段差によりタイヤがパンク	C	タイヤ	¥41,524
4	落下物直撃	2	樹木の枝が落下、車両損傷	A	フロントガラス等	¥564,810
			樹木の枝が落下、車両損傷	B	フロントガラス等	¥546,021
5	その他	2	乗入口の傾斜が大きく、車両底部を損傷	A	フロントバンパー等	¥45,562
			トンネル側面の剥離していた排水パネルに接触し、車両損傷	B	サイドミラー	¥24,600
	合計	10				¥3,973,376

※現在協議中:9件

※令和6年3月末日現在

道路事故発生事例(令和4年度契約期間中)

No	事故項目	発生 件数	事故概要	ケース	個別内容	賠償金額
1	穴ぼこ	2	路面の穴ぼこで車両損傷	A	タイヤ、ホイール	¥245,960
			路面の穴ぼこで車両損傷	B	タイヤ	¥17,600
2	スリップ	1	砂利で滑り、車両(原動機付自転車)損傷及び運転者負傷	A	タイヤ、医療費等	¥198,600
4	落石・崩土	7	道路上の転石に衝突し、車両損傷	A	フロントバンパー等	¥481,000
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	B	フロントバンパー	¥38,500
			法面からの落石に接触し、車両損傷	C	フロントバンパー等	¥260,000
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	D	フロントバンパー等	¥784,000
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	E	タイヤ	¥18,872
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	F	フロントタイヤ等	¥280,000
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	G	フロントバンパー等	¥180,000
4	路上障害物	4	道路に張り出した枝に接触し、車両損傷	A	バックモニター	¥42,900
			車道に倒れ込んだ木に接触し、車両損傷	B	フロントバンパー、ヘッドランプ等	¥351,769
			車道に張り出した枝に接触し、車両損傷	C	フロントバンパー等	¥177,434
			車道に張り出した枝に接触し、車両損傷	D	車体等	¥72,600
5	落下物直撃	4	樹木の枝が落下、車両損傷	A	ピラー、ルーフ、サイドミラー等	¥499,700
			法面からの倒木が直撃、車両損傷	B	車体等	¥190,000
			樹木の枝が落下、車両損傷	C	車体等	¥824,000
			樹木の枝が落下、車両損傷	D	フロントバンパー等	¥48,741
	合計	18				¥4,711,676

道路事故発生事例(令和3年度契約期間中)

No	事故項目	発生 件数	事故概要	ケース	個別内容	賠償金額
1	穴ぼこ	2	路面の穴ぼこで車両損傷	A	タイヤ	¥86,745
			路面の穴ぼこで車両損傷	B	タイヤ	¥5,640
2	蓋不全	2	歩行中側溝蓋が割れて側溝に落下し負傷	A	左手擦過傷等	¥2,830
			グレーチングが跳ね上がり、車両損傷	B	テールゲートリフター	¥528,000
3	落石・崩土	2	道路上の落石に乗り上げ、車両損傷	A	オイルパン等	¥204,820
			道路上の落石に乗り上げ、車両損傷	B	オイルパン等	¥184,940
4	路上障害物	1	走行中、路上に落ちていた樹木の枝に乗り上げ、車両損傷	A	ラジエータ、フロントバンパー等	¥659,340
5	落下物直撃	1	走行中、斜面からの倒木が直撃し車両損傷	A	フロントガラス、ルーフ等	¥795,223
6	その他	1	歩行中歩道上のガードパイプの隙間から転落し、負傷	A	頭部挫創等	¥548,403
	合計	9				¥3,015,941

※現在協議中: 1件

道路事故発生事例(令和2年度契約期間中)

No	事故項目	発生件数	事故概要	ケース	個別内容	賠償金額
1	穴ぼこ	1	路面の穴ぼこで車両損傷	A	タイヤ	¥6,230
2	蓋不全	3	走行中、グレーチングが跳ね上がり車両損傷	A	マフラー等	¥360,382
			側溝蓋が割れて側溝に落下し負傷	B	左膝擦傷等	¥70,000
			側溝蓋が浮き上がりタイヤが転落し、車両損傷	C	タイヤ、ホイール等	¥168,608
3	スリップ	1	水たまりで滑り、車両損傷	A	フロントバンパー、損失補償等	¥149,020
4	道路崩壊	1	道路が崩壊し車両ごと落下、車両損傷及び運転者負傷	A	車両代、休業補償等	¥825,009
5	落石・崩土	5	道路上の転石に衝突し、車両損傷	A	フロントバンパー等	¥317,109
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	B	フレーム、サスペンション等	¥90,955
			法面からの落石が直撃、車両損傷	C	タイヤ、ホイール等	¥116,666
			道路上の落石に乗り上げ、車両損傷	D	フロントバンパー等	¥460,800
			道路上の落石に乗り上げ、車両損傷	E	フロントバンパー等	¥75,211
6	路上障害物	3	走行中、車道に張り出した樹木の枝に接触し、車両損傷	A	車体等	¥219,230
			走行中、車道に張り出した樹木の枝に接触し、車両損傷	B	キャブサイドアウトパネル	¥29,645
			走行中、車道に張り出した樹木の枝に接触し、車両損傷	C	サイドミラー	¥4,785
7	落下物直撃	3	樹木の枝が落下、車両損傷	A	ピラールーフ、サイドミラー等	¥148,000
			法面からの倒木が直撃、車両損傷	B	車体等	¥1,083,500
			法面からの倒木が直撃、車両損傷	C	車体等	¥940,600
8	その他	5	道路敷斜面から生育した竹により家屋を損傷	A	スレート製の軒	¥118,800
			台風により道路下法面枯れ木が倒れ、家屋の一部損壊	B	屋根の一部	¥80,300
			台風によりはがれた防草シートの金具で耕運機破損	C	耕運機	¥116,600
			台風によりはがれた防草シートの金具でコンバイン破損	D	コンバイン	¥40,700
			街路樹が倒れ、家屋の一部損傷	E	家屋の一部	¥140,784
	合計	22				¥5,562,934

道路事故発生事例(平成31(令和元)年度契約期間中)

No	事故項目	発生件数	事故概要	ケース	個別内容	賠償金額
1	穴ぼこ	1	車道のポットホールで車両(バイク)損傷及び運転者負傷	A	車体(ボディー)にキズ	¥244,280
2	段差	1	車道の隆起で車両(バイク)損傷及び運転者負傷	A	ボディー、ライト、ミラー等	¥574,322
3	蓋不全	2	走行中、グレーチングが跳ね上がり車両損傷	A	燃料タンク、ステー等	¥173,789
			走行中、グレーチングの隙間に自転車のタイヤが挟まり転倒し、車両(自転車)損傷及び運転者負傷	B	ハンドル、タイヤ	¥56,708
4	落石・崩土	9	法面からの落石が直撃、車両損傷	A	リアホイール及びタイヤ等	¥368,064
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	B	タイヤ	¥38,702
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	C	オイルタンク	¥382,778
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	D	オイルタンク	¥114,000
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	E	タイヤ	¥25,212
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	F	フロント・リアバンパー、エンジン底部等	¥197,644
			道路上の転石に衝突し、車両損傷及び運転者・同乗者負傷	G	フロントバンパー、ラジエーター等	¥286,392
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	H	オイルパン、フロントバンパー等	¥31,852
			道路上の転石に衝突し、車両損傷	I	タイヤ	¥8,477
5	路上障害物	2	走行中、車道に張り出した樹木の枝に接触し、車両損傷	A	車両(ボディー)にキズ	¥17,250
			走行中、車道に垂れ下がった樹木に衝突し、車両損傷	B	フロントバンパー、ラジエーター等	¥60,000
6	落下物直撃	4	樹木の枝が落下、車両損傷	A	ボンネット、フロントガラス等	¥403,909
			樹木の枝が落下、車両損傷	B	フロントガラス、ボンネット等	¥298,000
			樹木の枝が落下、車両損傷	C	フロントバンパー、ヘッドライト、サイドミラー	¥158,059
			走行中、前走の大型トラックが接触した樹木片が落下し、車両損傷	D	フロントガラス、ボンネット等	¥198,726
	合計	15				¥3,638,164

※現在協議中: 1件